

ホテルシップ実現に向けた取組が加速 ～旅館業法にかかる規制を緩和する通知が発出されました～

横浜市は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック期間中のホテルシップの実現」に向けて、平成 29 年 12 月に、ホテルシップの実施における旅館業法の適用除外について、国家戦略特区の規制メニューの追加提案を初めて行いました。

平成 30 年 1 月 19 日に有識者による国家戦略特区ワーキンググループでの議論を踏まえ、このたび、厚生労働省より旅館業法にかかる規制を緩和する通知が発出されました。

事業化にあたっての当面の課題が解消されたことにより、ホテルシップ実現に弾みが付いたことで、事業者への積極的な働きかけを行ってまいります。

通知の概要（抜粋）

「旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設における無窓の客室の取扱いについて」

○趣旨

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設として旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく営業許可申請が見込まれることを踏まえ、全ての条件を満たす場合、無窓の客室を含む施設に対し、イベントの開催期間（前後の数日を含む。）に限定して、各自治体の判断により営業許可を与えて差し支えないものとする

○主な条件

- ・通常、貨客の運送に利用されている旅客室を有する船舶であること。
- ・全客室のうち、無窓の客室が占める割合は、概ね 4 割程度以下であること。
- ・窓を代替する設備（照明設備・換気設備）が無窓の客室に確保されていること。
- ・営業者は宿泊者に対し無窓の客室である旨を宿泊契約時に知らせること。

（参考）検討の経緯

○本市提案に係る検討要請に対する省庁回答（内閣府 HP）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/h29_zuizikaitou_kourou.pdf

お問合せ先			
（ホテルシップについて）	港湾局客船事業推進課長	林 総	Tel 045-671-7237
（国家戦略特区について）	経済局ライフイノベーション推進課担当課長	中野 浩一郎	Tel 045-671-3591
（旅館業法について）	健康福祉局生活衛生課長	佐藤 昌子	Tel 045-671-3608